

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年7月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和2年度東広島市市民満足度調査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13020030
(3) 物品委託役務内容	市の施策に係る市民のニーズや満足度を把握するための市民アンケートを実施し、各種分析等を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年1月29日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年7月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年7月27日～ 令和2年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年7月27日～ 令和2年8月3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 政策企画部 総合政策課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館5階） 電話番号 082-420-0943 /ファックス番号 082-422-1056 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和2年8月6日～ 令和2年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和2年8月17日～ 令和2年8月18日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和2年8月19日 午後1時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和2年度東広島市市民満足度調査業務仕様書

1 業務名称

令和2年度東広島市市民満足度調査業務

2 履行場所

東広島市内一円

3 調査の目的

「第五次東広島市総合計画」を計画的かつ効率的に推進するため、市の施策に係る市民のニーズや満足度を把握するとともに、今後の施策展開における基礎資料として活用することを目的に、市民満足度調査を実施する。

4 調査の概要

(1) 調査対象者

東広島市内に居住している18歳以上の男女2,500人（層化無作為抽出）。

(2) 調査方法

郵送による配布・回収。

(3) 調査内容

別添調査票(案)のとおり（設問設計及び調査票・参考資料の原稿作成は発注者が行う）。

- ・ 回答者の属性（年代、居住地など）について
- ・ 市の施策に係る満足度と重要度について
- ・ 個別の事業に係る市民意識及び市民ニーズについて

（調査項目数量等について）

選択式の調査項目数は概ね30項目程度（その他若干の記述式設問あり）、調査票はA3二つ折り4枚程度を予定しているが、庁内の意見集約の状況により調査項目の数量及び調査票の枚数には変動が生じることがある。前回業務における調査票を参考例として別紙に示す。また、直近前回及び前々回の項目数量等は次のとおりである。

年度（調査実施年度）	調査項目数	調査票枚数
令和元年度	23	A3二つ折り3枚
平成30年度	25	A3二つ折り3枚

※調査票枚数の最大量は20ページ（A3二つ折り5枚、両面印刷）とする。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年1月29日（金）まで。ただし、履行期間内における業務スケジュールは概ね次のとおりとする。

調査票・参考資料・発信用封筒・返信用封筒の印刷、封入作業	契約締結日の翌日から令和2年9月中旬まで
------------------------------	----------------------

調査票発送	令和2年9月下旬まで
調査期間	令和2年10月上旬～中旬
礼状兼督促ハガキ発送	令和2年10月中旬
データ入力、単純集計、単純集計結果の提出(ただし、自由意見欄の入力は含まない)	令和2年11月中旬まで
クロス集計、調査結果分析、報告書の作成・提出	令和3年1月29日まで

6 委託業務の内容

(1) 調査の実施

① 調査票・参考資料・発信用封筒(角形2号)・返信用封筒(長形3号)の作成・印刷及び封入作業

- ・調査票 … A3二つ折り4枚・両面印刷(モノクロ)、16頁(4枚)
 ※最大でA3二つ折り5枚・両面印刷(モノクロ)、20頁(5枚)
 ※白色度80%以上、坪量70g/m²以上の用紙を使用すること。
- ・発信用封筒 … 角形2号、名入(モノクロ)
- ・返信用封筒 … 長形3号、料金受取人払い用(モノクロ)
 ※ただし、封筒フタ(フラップ)部分にテープや糊付けを行うなど、アンケートの回答者が糊等を用いなくても返信可能な封筒にすること。
- ・上記を各2,500部作成・印刷する。校正は各2回とする。

② 調査票一式の発送

- ・発送に係る郵送費等は受注者の負担とする。また、料金後納郵便の代行履行を行うこと(受注者が直接、郵便局に料金後納郵便の料金を支払う)。
- ・発送に当たっては、東広島市内の郵便局へ差し出すこと。
- ・宛名については、発注者がタック紙(宛名ラベルシール)に調査対象者の住所・氏名を印字し受注者に手交する(受注者が市役所に受け取りに来ること)。郵便事故等による紛失を防ぐため、発注者から受注者への郵送は行わない。
- ・発送に当たっては、発注者が印字する宛名ラベルシールにはカスタマーバーコードは記載しない。
- ・不着等により調査票が返送された場合は、後述の礼状兼督促ハガキ発送の後、まとめて発注者に返還すること。なお、再送は行わないこととする。

③ 調査票の回収

- ・宛先は東広島市役所(〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号)とする。
- ・回収に係る郵送費等は受注者負担とする。また、回収した調査票については、一旦市で保管するので、随時受注者が市役所に受け取りにくること。開封及びナンバリング作業については受注者が行うものとする。
- ・料金受取人払いの利用に係る日本郵便(株)への手続き等の一切は受注者において行っておくこと。
- ・回収に当たってカスタマーバーコードを使用してもよい。その場合、受注者が作成する返信用封筒にカスタマーバーコードを記載すること。

④ 礼状兼督促ハガキ発送

- ・回収率向上のため、調査対象者全員(2, 500人)へ礼状兼督促ハガキを発送する。
- ・発送に係る郵送費等は受注者負担とする。
- ・発送に当たっては、東広島市内の郵便局へ差し出すこと。
- ・宛名については、調査票と同様の取り扱いとする(カスタマーバーコードの取り扱いについても同様とする)。
- ・不着等により調査票が返送された場合、当該住所には同ハガキは郵送しないこととする。なお、発注者から手交する宛名ラベルには、返送のあった調査対象者を含めすべての調査対象者が印字されているため、受注者の責任において抜き取り等の作業を行うこと。
- ・ハガキの仕様は官製ハガキ定型サイズと同様とし、1色印刷とする。

(2) 調査票の集計

- ① データ入力、単純集計、設問間クロス集計
- ② 自由回答とりまとめ(分野別)

(3) 調査結果の分析

- ① 属性別・設問別の傾向分析
- ② 満足度と重要度の相関図(マトリクス)分析
- ③ 過去の調査との時系列的比較分析
- ④ とりまとめ

※分析については、当該調査の継続実施を考慮し、汎用性に配慮することとする。

(4) 報告書の作成・提出

分析結果等を踏まえ、傾向や特徴等をまとめた報告書(電子データによるものとし、A4サイズで100頁程度のもの)を作成する。その際、市民に対して視覚的に分かりやすくするため、表やグラフ等で示すなど、レイアウトを工夫すること。

経年比較資料の作成に当たり、過去のデータが必要な場合は、市が保有している範囲で必要に応じて市から提供を行う。

※東広島市ホームページに過去の報告書を掲載しているため、参考にすること。

7 負担区分

内容		負担	
		発注者	受注者
(1) 調査の実施	調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成	○	
	設問設計、調査票、参考資料の原稿作成	○	
	調査票の印刷		○
	発信用封筒・返信用封筒の印刷		○
	封入作業、宛名ラベル貼付		○
	調査票の発送(郵送費含)		○
	調査票の回収(郵送費含)		○
	礼状兼督促ハガキの発送(郵送費含)		○

(2) 調査票の集計	データ入力、単純集計、クロス集計		○
(3) 調査結果の分析	傾向分析、相関図分析、 時系列的比較分析、とりまとめ		○
(4) 報告書の作成・ 提出	報告書のとりまとめ		○
	報告書(電子記録媒体)の提出		○

8 成果品

(1) 電子記録媒体 … 一式

当該調査に係る入力、集計、分析及び報告書のデータ

※報告書のデータはPDF形式及びWord形式とする。

※単純集計、クロス集計、傾向分析等のとりまとめ結果はExcel形式とする。

(2) 回収した調査票(原本) … 一式

9 打ち合わせ等

当該業務について、随時、発注者との連絡・調整を行うものとする。

また、報告書のとりまとめ段階など、必要に応じて発注者の業務担当者等と東広島市役所において打ち合わせを行うものとする。

10 郵便料金に関する特記

本業務に係る調査票の発送及びアンケート用紙の返送に係る費用は次の規格に基づくことを前提とし、業務の履行過程において変動があった場合は契約率その他の変動要因に関わらず、実費相当額（日本郵便(株)が定める料金体系を基準とする）として双方協議した額に基づき変更契約を行うものとする。

【前提となる郵便規格】

業務の種類	規格	料金(1通あたり)
調査票の発送	定形外郵便(規格内) 100g以内	140円
アンケート用紙の返送	定形郵便 50g以内	94円

11 受注者の義務

(1) 受注者は、受注する業務が行政サービスであることを十分認識し、法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。

(2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。

12 その他

(1) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。

(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が双方協議の上決定する。

1 3 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市政策企画部総合政策課企画調整係

電 話 (082) 420-0943 F A X (082) 422-1056

令和元年度 東広島市市民満足度調査

ご協力のおねがい

～市民のみなさまのご意見をお聞かせください～



東広島市観光マスコット「のん太」

市民のみなさまには、日頃から本市の行政運営にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、少子高齢化など急激に変化する社会情勢の中、変化への対応と持続的な発展の両立を図りながら今後のまちづくりに取り組んでいくため、市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」の策定に向けて検討を進めています。

そこで、市の施策に対する満足度や重要度などについて、広く市民の皆様のお考えやご意見を反映していくため、「東広島市市民満足度調査」を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和元年 6月

東広島市長 高垣 廣徳

■調査の概要とご記入上の注意点

- この調査は、東広島市に住民登録をされている18歳以上の方（平成31年4月30日現在）の中から無作為に抽出した2,500人の方を対象に、郵送によりアンケート調査を行うものです。
- この「調査票」は、どなたのものか分からないようになっています。回答内容は統計処理を行うため、個人が特定されることはありません。日頃、お考えのことやお感じになられていることなどをそのままご記入ください。なお、ご回答いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用いたしません。
- お送りしたあて名のご本人がお答えください。ご本人の記入が困難な場合は、ご本人の意思を反映してご家族の方などが記入してください。
- ご回答は、当てはまるものの番号を指示された回答数だけ○で囲んでください。なお、「その他」に当てはまるときは、具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
- 記入後は、この「調査票」を同封の返信用封筒に入れて、令和元年6月21日（金）までに郵便ポストへ投かんしてください。（切手は不要です。）
- ご不明な点などがありましたら、下記の担当までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

東広島市役所 政策企画部 総合政策課 企画調整係（担当：宮岡、門出）
〒739-8601 東広島市西条栄町8-29
TEL：082-420-0943
FAX：082-422-1056
E-mail：hgh200943@city.higashihiroshima.lg.jp

令和元年度 市民満足度調査 調査票

1 現在の住環境についておたずねします。

問1 あなたは、東広島市にお住まいになって何年位になりますか。（1つだけ選んで○をお付けください）
※合併前の旧市・旧町を含めてお答えください。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 1年未満 | 2 1年以上5年未満 | 3 5年以上10年未満 |
| 4 10年以上20年未満 | 5 20年以上30年未満 | 6 30年以上 |

問2 あなたは、東広島市の住み心地についてどう感じていますか。（1つだけ選んで○をお付けください）

- | | | |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 1 大変住みやすい | 2 どちらかといえば住みやすい | 3 どちらかといえば住みにくい |
| 4 住みにくい | 5 どちらともいえない | |

問3 あなたは、今後も東広島市に住み続けたいと思いますか。

（1つだけ選んで○をお付けください）

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 ずっと住み続けたい | 2 当分の間住み続けたい |
| 3 市内の他の地域へ移りたい | 4 他市町村へ移りたい |
| 5 わからない → P2・問5へ | |

→問3で「1 ずっと住み続けたい」「2 当分の間住み続けたい」とお答えの方におたずねします。

問3-1 住み続けたい理由は何ですか。（主なものを3つまで選んで○をお付けください）

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 1 職場や学校に近く、通勤・通学が便利 | 2 移動環境（高速道路や空港、電車など）が整備されており便利 |
| 3 買い物などの日常生活が便利 | 4 文化施設や遊ぶところが有り、充実した余暇を過ごせる |
| 5 医療機関や福祉サービスが充実している | 6 豊かな自然に恵まれている |
| 7 地域に愛着と誇りを持っている | 8 大学が立地し、成長を続けるなど都市のイメージがよい |
| 9 保育・教育環境が充実しているなど、子育て環境がよい | 10 地価や家賃が安い（広い家屋や敷地で暮らせる） |
| 11 騒音・悪臭などの公害が少なく、住環境がよい | 12 気候がよく、住みやすい |
| 13 犯罪や災害が少なく、暮らしていて安全 | 14 親や子、親戚が近くに住んでいる |
| 15 その他（ ） | 16 特に理由はない |

→問3で「3 市内の他の地域へ移りたい」「4 他市町村へ移りたい」とお答えの方におたずねします。

問3-2 移転・転出したい理由は何ですか。（主なものを3つまで選んで○をお付けください）

- | | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 1 通勤・通学が不便 | 2 移動環境（高速道路や空港、電車など）の整備が不足しており不便 |
| 3 買い物などの日常生活が不便 | 4 文化施設や遊ぶところが少なく、充実した余暇を過ごせない |
| 5 医療機関や福祉サービスが充実していない | 6 都心など、もっと都会に住みたい |
| 7 地域に愛着を感じない（地域に溶け込めない） | 8 発展途上であるなど、都市のイメージがよくない |
| 9 保育・教育環境が充実しておらず、子育て環境がよくない | 10 地価や家賃が高い |
| 11 騒音・悪臭など公害があり、住環境がよくない | 12 気候が悪く（暑い、寒いなど）、住みにくい |
| 13 犯罪や災害が多く、暮らしていて不安 | 14 家庭の都合により、転居したい |
| 15 進学や転勤の都合により、当面居住しているだけである | |
| 16 その他（ ） | 17 特に理由はない |

過去に、東広島市に転居して来られた方におたずねします。

※生まれてから、東広島市内にずっとお住まいの方は問5へお進みください。

問4 転居して来られる際に重視したことは何ですか。

(主な理由を3つまで選んで○をお付けください)

1 職場や学校に近く、通勤・通学が便利	2 移動環境(高速道路や空港、電車など)が整備されており便利
3 買いものなどの日常生活が便利	4 文化施設や遊ぶところがあり、充実した余暇を過ごせる
5 医療機関や福祉サービスが充実している	6 豊かな自然に恵まれている
7 地域に愛着と誇りを持っている	8 大学が立地し、成長を続けるなど都市のイメージがよい
9 保育・教育環境が充実しているなど、子育て環境がよい	10 地価や家賃が安い(広い家屋や敷地で暮らせる)
11 騒音・悪臭などの公害が少なく、住環境がよい	12 気候がよく、住みやすい
13 犯罪や災害が少なく、暮らしていて安全	14 親や子、親戚が近くに住んでいる
15 その他()	16 特に理由はない

2 市政運営についておたずねします。

問5 国をはじめとした全国的な財政状況の悪化に伴い、従来どおりの行政サービスの維持さえ難しくなることも予想されます。

あなたは、今後の行政サービスのあり方について、どのようにお考えですか。

(1つだけ選んで○をお付けください)

1 行政サービスが向上するなら、負担が増えても構わない
2 現行の行政サービスを維持するためには、現状程度の負担はやむを得ない
3 行政サービスが低下しても、現状程度の負担より少ない方がよい
4 その他()

3 市が実施している施策の満足度と今後の重要度についておたずねします。

問6 次の表は、東広島市が実施している各施策を示しています。

あなたは、次の各項目の施策について、現在、どれくらい満足されていますか。

また、今後のまちづくりを進めていくうえで、どれくらい重要だと思われるですか。

(各項目の満足度・重要度それぞれ1つずつ選んで○をお付けください)

(記入例)

項目	満足度					重要度				
	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない
5-1 防災の強化・推進 (取り組み例)「地域における防災体制の充実」、「災害に強い基盤整備の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

表に直接○をつけてください

1 産業分野について

項目	満足度					重要度				
	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない
1-1 産業集積の推進 「企業誘致・留置活動の促進」、「産業用地の確保・創出」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-2 産学官の連携による新産業の創出 「共同研究等による新事業・新産業の創出」、「試験研究機関等の誘致・連携」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-3 農業の強化 「農業の担い手育成」、「農業経営体制の強化」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-4 森林の保全・整備 「林業生産基盤の整備」、「森林の保全」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-5 漁業・養殖業の推進 「漁業経営体の育成・強化」、「水産資源・漁場環境の活用」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-6 地域資源を活かした観光地づくり 「魅力的な観光地づくり」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-7 地元企業の創出・強化 「地域資源を活かした新たな事業の創出促進」、「中小企業の経営基盤の強化」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-8 商業・サービス業の集積・強化 「商業・サービス業の集積」、「中小企業者の経営基盤強化」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
1-9 労働・雇用環境の充実 「多様な雇用・就業機会の創出」「働き方の改革による生産性の向上」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

2 生活・環境分野について

2-1 住みよい都市の形成 「良好な土地利用のための規制と誘導」、「良好な市街地の形成」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-2 良好な住宅ストックの形成 「良好な住宅・宅地の形成促進」、「市営住宅の整備」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-3 良質な水の供給・整備 「安全な水の供給」「災害に強い水道の整備」「水道サービスの持続性の確保」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-4 汚水処理の推進 「公共下水道の整備、更新」、「浄化槽設置と適切な維持管理の促進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-5 ごみ減量化・リサイクルの推進 「廃棄物処理体制の充実」、「ごみの減量化・リサイクルの推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-6 地域の景観の保全・形成 「地域の景観保全と形成」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-7 情報通信技術の整備・活用 「インターネット利用環境の整備」、「マイナンバー制度の活用」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-8 道路網の整備 「日常的な生活道の整備、維持管理」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-9 公共交通網の充実 「地域住民の移動手段の確保・充実」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-10 緑あふれる環境整備 「安全で快適な公園、緑地空間の整備」、「畜場、墓地の利便性向上」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-11 環境汚染の防止 「水や大気などの環境汚染対策」、「環境保全意識の向上」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-12 自然環境・動植物の保全 「環境や動植物の保全」、「まちの美化活動推進や不法投棄防止」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-13 地球温暖化防止の推進 「地球温暖化対策の推進」、「環境問題に対する意識啓発」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-14 市民主体の地域社会の形成 「地域コミュニティの活性化」、「市民主体のまちづくり活動の活性化」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
2-15 多文化共生の推進 「外国人市民の生活環境の充実」、「国際交流の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

3 人権・教育・芸術・文化・スポーツ分野について

	満足度					重要度				
	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない
3-1 人権・平和行政の推進 「人権教育の推進」、「男女共同参画の推進」、「平和行政の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-2 学校教育の充実 「学校教育内容の充実」、「教職員の指導力の向上」、「特別支援教育の充実」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-3 教育環境の整備・充実 「学校施設・設備の充実」、「就学・就園に関する経済的な支援」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-4 生涯学習活動の充実 「生涯学習機会の充実や情報提供」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-5 青少年健全育成の推進 「青少年の健全育成を支える環境づくり」、「青少年問題への的確な対応」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-6 子育て支援の充実 「子育てに関する切れ目ない支援の充実」、「子育てに伴う経済的負担の軽減」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-7 保育サービスの充実 「利用者ニーズに応じた保育環境・サービスの充実」、「児童の活動拠点づくり」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-8 芸術・歴史・文化の活性化 「文化財の保護と活用」、「芸術・歴史・文化活動の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
3-9 スポーツ環境の形成 「イベントによるスポーツ活動の活性化」、「スポーツ施設の整備・充実」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

4 都市機能・国際交流・移住・定住分野について

4-1 都市拠点・地域拠点の機能強化 「市内の都市拠点・地域拠点それぞれの機能強化」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4-2 広域・高速交通体系の強化 「高速道路・幹線道路などの利便性向上」「市内外への円滑な移動手段の更なる改善」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4-3 大学や学生との交流・連携推進 「大学との連携推進」「学生の地域活動の促進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4-4 国際貢献・留学生支援 「国際協力」、「留学生活動支援」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
4-5 移住・定住の促進 「移住・定住希望者への支援・情報発信」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

5 防災・健康・医療・福祉分野について

5-1 防災の強化・推進 「地域における防災体制の充実」、「災害に強い基盤整備の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-2 消防・救急・救助体制の強化 「迅速に対応できる消防体制の強化」、「救急体制の強化」、「火災予防の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-3 地域医療の構築 「地域医療の充実」、「救急医療体制の構築」、「医療保険の健全な運営」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-4 健康づくりの推進 「健康づくりの支援」、「介護予防の取組み支援」、「感染症等の予防」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-5 高齢者支援の推進 「高齢者の在宅生活が継続できる環境づくり」、「認知症の地域支援の推進」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-6 障害者支援の推進 「障害者の地域生活支援体制の形成」、「障害者の雇用・就労機会の充実」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-7 地域福祉の形成 「地域福祉の推進体制の充実」、「生活困窮者への自立支援」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
5-8 市民の安全・安心社会の形成 「地域ぐるみの防犯対策の推進」、「安心できる消費者生活の実現」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

6 行政運営分野について

	満足度					重要度				
	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない
6-1 市民参画の推進 「市民協働の推進」、「行政情報の積極的な提供」、「多様な市民参画手法の確立」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6-2 市民本位のサービスの提供・充実 「市民本位のサービス提供」、「インターネットを活用したサービス提供の充実」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
6-3 行政経営の向上 「計画的な財政運営」、「公共施設の適正配置」、「近隣市町との機能分担」など	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

4 市の広報活動についておたずねします。

問7 東広島市では、次の方法で市の情報を広報しています。

- ・広報東広島（広報紙）
- ・東広島市ホームページ
- ・東広島市フェイスブック、ツイッター、LINE
- ・東広島市くらしのアプリ
- ・ラジオ（FM東広島）番組
- ・ケーブルテレビ（KAMON ケーブルテレビ、Youtube 動画配信）番組

あなたは、東広島市の広報活動に満足していますか。

（1つだけ選んで○をお付けください）

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 満足している | 2 どちらかといえば満足している |
| 3 どちらかといえば満足していない | 4 満足していない |

問8 あなたは、次の広報についてどの程度利用していますか。

（それぞれの項目ごとに、当てはまるものを1つだけ選んで○をお付けください）

項目	よく利用する	時々利用する	ほとんど利用しない	利用したことがない	利用できる環境にない
① 広報東広島	1	2	3	4	
② 東広島市ホームページ	1	2	3	4	5
③ 東広島市フェイスブック	1	2	3	4	5
④ 東広島市ツイッター	1	2	3	4	5
⑤ 東広島市 LINE	1	2	3	4	5
⑥ 東広島市くらしのアプリ	1	2	3	4	5
⑦ FM東広島「東広島日和」（毎日 7:54～、11:55～、17:54～）	1	2	3	4	5
⑧ FM東広島「東広島ライブ」（第1水曜日 14:00～）	1	2	3	4	5

問9 東広島市の市政に関する情報や、市が主催するイベント等の情報をどのように入手していますか。

（主なものを3つまで選んで○をお付けください）

- | | | | |
|-------------------------|----------|-----------------|---------|
| 1 新聞 | 2 テレビ | 3 ラジオ（FM 東広島含む） | 4 広報東広島 |
| 5 東広島市フェイスブック | 6 ツイッター | 7 インスタグラム | 8 LINE |
| 9 インターネット（東広島市ホームページ含む） | | | |
| 10 KAMON ケーブルテレビ | 11 家族・友人 | 12 その他 | |

5 障害者コミュニケーション条例と手話言語条例についておたずねします。

問 10 東広島市で「障害者コミュニケーション条例」と「手話言語条例」の二つの条例が制定されました。それぞれの条例の内容（障害者コミュニケーション条例は様々な障害者のコミュニケーション支援を充実させるもの、手話言語条例は手話が独自の言語であることを知ってもらうもの。）をどの程度知っていますか？

（1つだけ選んで○をお付けください）

- 1 それぞれの条例の内容を知っている
- 2 それぞれの条例が制定されたのは知っていたが、詳しいことはよくわからない
- 3 それぞれの条例が制定されたことを知らない

6 医療についておたずねします。

問 11 休日、夜間などに、あなたや同居の家族の体調が悪くなったとき（ただし、軽症と思われる場合）、あなたはどのように対応していますか。（1つだけ選んで○をお付けください）

- 1 市広報などで医療機関を探して受診する
- 2 かかりつけ医に相談する
- 3 翌日以降に医療機関を受診する
- 4 市販薬を飲んだりするなどして様子を見る
- 5 救急電話相談（#8000※ #7119※1 など）を利用する
- 6 その他（ ）

※1 広島広域都市圏が実施する事業で、急な病気やけがをした際、救急車を呼ぶべきか、病院に行くべきか、判断に迷った時に看護師等が緊急性や応急手当の方法、適切な医療機関などについてアドバイス等を行うもの。【24時間、365日対応】

※2 小さなお子さんをお持ちの保護者が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の受診を受けた方がいいのかと判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるもの。【365日、19時から翌朝8時まで】

→ 問 11 で「1 市広報などで医療機関を探して受診する」とお答えの方におたずねします。

問 11-1 休日や夜間であっても医療機関を受診するのは、どのような症状の時ですか。

（主なものを3つまで選んで○をお付けください）

- 1 発熱する（38℃前後）
- 2 発熱する（40℃前後）
- 3 微熱が1日中続く
- 4 けいれんをしたが、5分以内で治まった
- 5 嘔吐する（1回でも）
- 6 下痢をする（複数回）
- 7 せきが止まらない
- 8 やけどをした（水ぶくれができる程度）
- 9 軽い頭痛が続く
- 10 軽い腹痛が続く
- 11 手足に軽いしびれがある
- 12 鼻血が15分以上、止まらない
- 13 体に発疹が出る
- 14 その他（ ）

問 12 近年、いわゆる「コンビニ受診」（休日や夜間に、緊急性のない軽症患者が救急外来等を受診すること）が社会問題となっていますが、適正受診の促進を図るため、どのような取組みが必要だと思いますか。

（1つだけ選んで○をお付けください）

- 1 救急電話相談（#8000 など）の普及啓発
- 2 市広報、市ホームページなどに特集記事の掲載
- 3 講演会やワークショップの開催
- 4 病気やけがの緊急性の基準が分かる冊子の配布
- 5 上手な市販薬の使い方
- 6 平日に休みやすい勤務環境の醸成
- 7 その他（ ）

7 住民自治協議会についておたずねします。

問 13 あなたは、各地域のまちづくりに取り組んでおられる住民自治協議会を知っていますか。（1つだけ選んで○をお付けください）

- 1 活動内容まで知っている
- 2 存在は知っているが活動内容は知らない
- 3 全く知らない

8 地域コミュニティ活動の参加状況についておたずねします。

問 14 あなたの地域コミュニティ活動について、項目ごとに参加状況を教えてください。（それぞれの項目ごとに、当てはまるものを1つだけ選んで○をお付けください）

項目	過去1年間に参加した	過去1年以内ではないが参加したことがある	活動は知っているが、参加したことはない	活動がない・活動があるかどうか知らない
①健康・福祉・医療（お年寄りのお世話や子育て支援等）	1	2	3	4
②ふれあい・親睦行事（地域おこし・まつり等）	1	2	3	4
③文化・芸術・スポーツ（催しの運営等）	1	2	3	4
④環境活動（美化活動、資源回収、清掃活動等）	1	2	3	4
⑤災害救援（災害予防、被災者への支援等）	1	2	3	4
⑥地域安全（犯罪や事故の予防）	1	2	3	4
⑦児童・青少年の健全育成（体験学習・学童保育等）	1	2	3	4
⑧情報共有（地域情報誌の発行等）	1	2	3	4
⑨地域経済の活性化（バザー、特産品開発等）	1	2	3	4

9 消費生活についておたずねします。

問 15 あなたは、消費者問題（消費者と事業者とのトラブルなどの問題）に関心がありますか。（1つだけ選んで○をお付けください）

- 1 大変関心がある
- 2 少し関心がある
- 3 あまり関心がない
- 4 全く関心がない
- 5 わからない

問 16 あなたは、消費者トラブルに遭ったときの相談窓口である「消費生活センター」が東広島市に設置されていることを知っていますか。（1つだけ選んで○をお付けください）

- 1 利用したことがある
- 2 知っているが利用したことはない
- 3 知らない

問 17 近年、悪質な勧誘や悪徳商法が多様化しており、さまざまな消費者トラブルが発生しています。

あなたは、以下の販売・購入形態で過去にトラブルになったことがありますか。

(それぞれの項目ごとに、当てはまるものを選んで○をお付けください)

項 目	ある	ない
①通信販売(テレビショッピングやインターネット、カタログによる注文など)	1	2
②店舗(自分から店舗に向き買い物をした商品やサービスなど)	1	2
③電話勧誘(自宅の電話や携帯電話などに売り込みのあった商品やサービスなど)	1	2
④訪問販売(自宅に訪問してきた販売員や道端でのキャッチセールスなど)	1	2
⑤知人から購入(近所の人や友人または、SNSで知り合った人からの勧誘など)	1	2
⑥その他() ←ある場合のみ、具体的に記入		

問 18 消費者トラブルに遭わないため、あなたは普段どのような情報を参考にしていますか。

(主なものを3つまで選んで○をお付けください)

1 テレビ	2 ラジオ
3 インターネット	4 新聞・雑誌など
5 市の広報紙や啓発チラシなど	6 家族や友人からの情報
7 講演会・研修などのイベント	8 学校の授業
9 公共施設の掲示物など	10 特になし

問 19 あなたは、消費者として以下の行動をどの程度心がけていますか。

(それぞれの項目ごとに、当てはまるものを選んで○をお付けください)

項 目	かなり心がけている	ある程度心がけている	どちらともいえない	あまり心がけていない	ほとんど心がけていない
①表示や説明を十分確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択する	1	2	3	4	5
②トラブルに備え、取引記録・領収書などを保存したり、注意事項・返品特約を確認したりする	1	2	3	4	5
③商品やサービスについて問題があれば事業者申し立てる	1	2	3	4	5
④収入状況を考慮して将来を見通した生活設計を考えている	1	2	3	4	5
⑤環境に配慮した商品やサービスを選択する	1	2	3	4	5

10 人権男女共同参画についておたずねします。

問 20 あなたは、次の①～④について、どのように感じていますか。また、⑤の考え方に賛成ですか、反対ですか。

(それぞれの項目ごとに、当てはまるものを1つだけ選んで○をお付けください。)

	そう思う (賛成)	どちらか といえば そう思う (どちらかとい えば賛成)	どちらとも 言えない	どちらか といえば そう思わない (どちらかとい えば反対)	そう 思わない (反対)	わからない
①日常生活の中で、人権が大切にされている	1	2	3	4	5	6
②差別をなくすため、全ての人が自分の問題として取り組むべきだ	1	2	3	4	5	6
③人権や権利ばかり主張する人が増えている	1	2	3	4	5	6
④「地域社会」において、男女の地位は平等だ	1	2	3	4	5	6
⑤夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5	6

11 生涯学習についておたずねします。

問 21 あなたは、この1年間にどのような生涯学習を行いましたか。

(当てはまるものをすべて選んで○をお付けください)

1 教養の向上に関するもの(文学、歴史、科学など)
2 趣味・けいごに関するもの(音楽、絵画、書道、陶芸、園芸など)
3 健康・スポーツに関するもの(健康管理、病気予防、ジョギング、水泳、球技、武道など)
4 家庭教育・家庭生活に関するもの(料理、着付け、子育て、掃除、片付けなど)
5 職業知識・技術の向上に関するもの(事務・経理、農業技術、工業技術など)
6 時事・社会問題に関するもの(政治、経済、環境問題、国際情勢など)
7 市民意識・社会連帯意識に関するもの(まちづくり、手話・点訳など)
8 その他()
9 生涯学習を行っていない

問 22 この1年間に行った生涯学習に満足していますか。

(1つだけ選んで○をお付けください)

1 満足している	2 どちらかといえば、満足している
3 どちらかといえば、満足していない	4 満足していない

12 雇用・労働環境についておたずねします。

問 23 あなたは、「働きやすい労働・雇用環境の充実」の面に関して、満足していますか。

(1つだけ選んで○をお付けください)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 満足している | 2 どちらかといえば、満足している |
| 3 どちらかといえば、満足していない | 4 満足していない |
| 5 どちらともいえない・分からない | |

→ 問 23 で「3 どちらかといえば、満足していない」「4 満足していない」とお答えの方におたずねします。

問 23-1 あなたの「働きやすい労働・雇用環境の充実」に関する満足度を下げている事項は何ですか。

(主なものを2つまで選んで○をお付けください)

- | |
|---|
| 1 多様な雇用・就業機会の創出 |
| 2 働き方の改革による生産性の向上 |
| 3 多様で柔軟な働き方等 |
| 4 将来への不安等（勤務会社等の将来性など（経済情勢によるものを含む）、今後の就職活動への不安（学生）、今後の就職や転職活動への不安（学生以外）など） |
| 5 その他（ / ） |

13 市政に対するご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

14 最後に、あなた自身について教えてください。

それぞれの項目ごとに、当てはまるものを1つだけ選んで○をお付けください。

(1) あなたの性別は	1 男性	2 女性	3 その他	
(2) あなたの年齢は	1 18～19 歳	2 20～29 歳	3 30～39 歳	4 40～49 歳
	5 50～59 歳	6 60～69 歳	7 70 歳以上	
(3) あなたの家族構成は	1 1人世帯	2 1世代世帯(夫婦のみ)	3 2世代世帯(親と子)	
	4 3世代世帯(親と子と孫)	5 その他の世帯 ()		
(4) あなたの家族(同居)に18歳未満の子どもはいますか	1 はい	2 いいえ		
	(5) あなたの家族(同居)に65歳以上の方はいますか	1 はい	2 いいえ	
(6) あなたの ご職業は	1 自営業(農林水産業等従事者も含む)	2 会社員等(団体職員・公職・会社員・専門職も含む)		
	3 アルバイト・パート	4 派遣社員・契約社員		
	5 学生・専門学校生	6 家事専業		
	7 無職	8 その他 ()		
(7) あなたの居住地は	1 西条地区	2 八本松地区	3 志和地区	
	4 高屋地区	5 黒瀬地区	6 福富地区	
	7 豊栄地区	8 河内地区	9 安芸津地区	
(8) あなたの通勤(職)・通学(校)先は	1 市内	2 市外	3 なし	
(9) 現在のお住まいの種類は	1 戸建て持ち家	2 戸建て借家		
	3 分譲マンション	4 賃貸マンション・アパート		
	5 社宅・官舎・寮	6 公営住宅		
	7 その他 ()			

ご協力いただき、ありがとうございました。

同封の返信用封筒にて令和元年6月21日(金)までにご投函ください